




# あなたの「マイナンバー」、**「通知カード」**は大切に！

- ① 提供を求めることができる者（国の行政機関や地方公共団体、勤務先など）以外は、**マイナンバーの提供を求め**てはならないとされています。
- ② むやみにマイナンバーを**他人に教えない**ようにしましょう。
- ③ **マイナンバーを大切に保管**してください。
  - ・紛失した時は、直ちに、その旨を町役場に届け出なければなりません。
  - ・マイナンバーを使って手続きを行う際は、個人番号カードや運転免許証など顔写真付の身分証明書等により本人確認を厳格に行うことが法律でそれぞれの関係機関に義務付けられています。万が一マイナンバーが漏えいした場合であっても、マイナンバーだけでは悪用できません。  
(マイナンバーが漏えいした場合には、本人の請求などによりマイナンバーを変更できます。)

## 「個人番号カード」、**「通知カード」**の違いは？

	個人番号カード	通知カード
様式	  <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を裏面に記載</li> <li>・顔写真あり（プラスチック製）</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を券面に記載</li> <li>・顔写真なし（紙製）</li> </ul>
作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付。申請は郵送で受け付けるため、庁舎窓口へは1回来庁のみ（顔写真確認）</li> <li>・全市町村が共同で委任</li> <li>・手数料：初回無料、再発行：1000円（800円+電子証明書200円）</li> <li>・追記欄の余白がなくなった場合の再交付料無料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国民に郵送で送付。来庁の必要なし。</li> <li>・全市町村が共同で委任</li> <li>・手数料：初回無料、再発行：500円</li> <li>・追記欄の余白がなくなった場合の再交付料無料</li> </ul>
有効期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行日から申請者の10回目の誕生日まで</li> <li>・未成年者は5回目の誕生日まで</li> </ul> <p>※電子証明書（署名用、利用者署名用）は発行日から5回目の誕生日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>
用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身分証明書として利用</li> <li>・個人番号を確認する場面での利用（就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等）</li> <li>・電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関の窓口で個人番号の提供を求められた際に利用 (ただし、免許証等の本人確認書類が併せて必要)</li> </ul>

### ※マイナンバー制度に関するお問合せは※

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178（無料）

平日 午前9時30分～午後10時 土日祝 午前9時30分～午後5時30分（年末年始 12月29日～1月3日を除く）

マイナンバー制度に関するホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>